

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進める事で、新たなパートナーシップを構築する為、以下の項目に重点的に取り組む事を宣言します。

1、サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）事により、サプライチェーン全体での付加価値向上に取組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

d.グリーン化の取組

農家との連携、脱低炭素化技術の共同開発、省エネ診断に係る助言・支援・生産工程等の脱炭素化

e.健康経営に関する取組

健康経営に係るノウハウの提供、健康増進施設の共同実施、無農薬野菜の栽培

2、「振興基準」の遵守

新規事業と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取組みます。

① 価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請業者から協議の申し入れがあった場合には協議に応じ、労務費上昇分の影響を考慮するなど下請事業者の適正な利益を含むよう、十分に協議します。取引対価の決定を含め契約に当たっては、親事業者は契約条件の書面による明示・交付を行います。

② 手形などの支払い条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形で支払う場合には、割引率を下請業者の負担とせず、また、支払サイトを60日以内とするよう努めます。

③ 知的財産・ノウハウ

知的財産取引に関するガイドラインや契約書のひな型に基づいて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④ 働き方改革に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更は行いません。災害時等においては、下請業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

令和5年6月9日

企業名 : みーまん奄美

役職・氏名 : 代表 今野由美子

(備考)

- ・本宣言は、(公財)全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導または助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載取りやめになる事があります。